

要 望 書

(教育関係)

令和6年11月

佐 賀 県 市 長 会

令和6年度 教育関係要望事項一覧

[計8件]

○教育委員会事務局関係

- 1 教員業務支援員配置事業に係る財源措置について【重点】・・・・・・・・P 1
- 2 公立小中学校における教職員定数の確保について・・・・・・・・P 3
- 3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について・・・・・・・・P 4
- 4 学校のICT環境整備に係る支援等について・・・・・・・・P 5
- 5 特別支援学級の学級編制及び教育環境整備について・・・・・・・・P 7
- 6 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の増員配置について・・・・・・・・P 9
- 7 医療的ケア児とその家族の支援について・・・・・・・・P 10
- 8 教育行政に係る法務相談体制の普及について・・・・・・・・P 11

1 教員業務支援員配置事業に係る財源措置について

学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、令和2年度より教科化された小学校における外国語教育の充実、特別支援教育の充実、「生きる力」を育む環境づくり、学力の向上等、学校現場においては、多様化・複雑化する多くの課題が生じています。これらの課題に対応するためには、教職員の働き方改革が不可欠です。

その働き方改革の推進に近年効果をあげてきたのが、教員業務支援員の配置です。教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保することにより教育活動を一層充実させることを目的とした教員業務支援員配置事業については、例えば、唐津市では、令和6年度は、19校23名の配置を希望していましたが、県から12名分の予算措置の通知があり、実際に配置している小中学校は7校12名にとどまっており、本来の目的を十分に果たせていない状況となっています。

このことから、以下のことを要望いたします。

- 教職員の働き方改革のために国は予算拡充をしていることから、県においても、最低でも1校1人の配置の実現に向けた予算を確保し、市町への財政措置を行うこと。
- 教育業務支援員配置に係る費用については、十分な財源措置を行うよう国へ強く働きかけるとともに、県においても、本事業は本来、国1/3、県2/3の制度設計となっているにも関わらず、県補助要綱において県3/5（国庫補助金含む）、市町2/5負担としているため、県の補助率については10/10（国庫補助金含む）とすること。
- 教員業務支援員配置に係る費用については、国に更なる財政措置を行うよう強く働きかけること。

関係法令

- ・ 教員業務支援員配置事業費補助金交付要綱
- ・ 教員業務支援員配置事業実施要領
- ・ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱

2 公立小中学校における教職員定数の確保について

義務教育水準の維持向上を目的として定められた法令に基づき、県内小中学校の教職員は、県で本務者（県費負担教職員）を配置することになっていますが、例年欠員が生じており、講師を配置することにより実質的な欠員を生じないよう、県にご尽力いただいている次第です。特に近年は常勤講師の不足もあり、臨時免許状の交付や常勤講師の不足を非常勤講師で補う等の対応をしながら講師任用を行っていますが、講師が見つからないまま新年度をスタートせざるを得ないケースも出ており、学校運営は危機的状況となっています。例えば佐賀市では、令和5年度から講師の配置が出来ておらず、令和6年4月現在、教職員の未配置は小学校で2名、中学校で18名となっています。

今後も教職員の大量退職や各種休業制度の取得増などが予想されることから、この未配置の状態の継続や拡大が懸念されます。

学力向上、配慮を要する児童生徒の支援、特別支援教育の充実など、課題解決に向けて優れた教育環境を保障するため、常態化している未配置の状態について、任用権者である県が責任を持って、早急に具体的解決策を講じ抜本的改革をして頂くよう強く要望します。

関係法令等

- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、親と教員だけで解決できないことも多く、抱えている問題・悩みによっては、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉に関する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が求められ、年々その必要性が増しているところです。

今年度より、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下、スクールカウンセラー等）ともに時間数を増やして頂いていますが、スクールカウンセラー等の相談時間が短いこと、相談日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないこと、更には、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくいなどの課題は改善できていません。また、小学校まで十分対応ができない状況にあります。

このことから、以下の改善を要望します。

- スクールカウンセラー等の相談時間数を増加すること。特に、スクールソーシャルワーカーについては、不登校問題、虐待問題、貧困家庭問題など、家庭的に問題を抱える児童生徒に対しては、家庭に直接働きかけることによって、児童生徒の置かれている状況が明らかになり、支援へとつながるケースも増加していることから、配置時間数や人員を増加すること。
- 中学校において増加する問題行動等の未然防止といった観点からも、特に小学校におけるスクールカウンセラーについて配置・活用等を拡充すること。なお、その際は、小規模校についても配慮し、年間80時間（月に8時間程度）は確保できるように拡大すること。
- 「不登校対応コーディネーター」の配置は、児童生徒個々の状況に応じた支援の充実・強化に生かされており、今後も補助対象事業として継続すること。

関係法令等

学校教育法施行規則

4 学校のICT環境整備に係る支援等について

令和元年度からのGIGAスクール構想により整備された児童生徒の1人1台端末が更新期を迎えるにあたり、計画的な更新のため国費による基金が造成され、補助率3分の2ながら財源を確保頂きました。

しかしながら、ネットワーク基盤の更新・維持・回線費やフィルタリング経費、年数経過とともに増大が予想される機器の修繕費等、運用に係る費用の財政負担が懸念されるとともに、今後の機器更新について市町の財政負担が懸案となっています。

授業では、デジタル教科書等を使用することにより、児童生徒の興味・関心・理解度などは深まっており、ICT利活用教育の推進に積極的に取り組んでいるところです。しかし、学校現場でのICT活用のためには、各小中学校へのICT支援員の適正な配置と教職員へのきめ細かい支援が課題としてあります。

また、県から学校への通知・照会等は、県が整備した佐賀県教育情報システム(SEI-Net)をインターネット経由でVDI(VMware)を介して利用していますが、学校からVDIへ接続する際の動作が遅く文書を確認するまでに約30分を要することもあり、多数の職員が利用すらしていない状況です。

このことから、学校のICT環境整備にあたり、以下のとおり要望します。

- 教育の機会均等という観点から、ICT環境(ハード・ソフト両面)等の維持更新や教育人材の育成、ICT支援員の確保等については、全国の児童・生徒が格差ない環境を享受できるよう、国庫補助等、直接かつ十分な財政措置が講じられるよう国への働きかけを行うこと。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教育DX・校務DXの推進が県内統一的に進むよう、教職員研修の実施や情報提供など全市町共通で必要とする事項については、県において実施すること。
- 佐賀県教育情報システム(SEI-Net)接続のためのVDI(VMware)の動作改善を図ること。

関係法令等

- ・ G I G A スクール構想
- ・ 教育基本法
- ・ 学校教育の情報化の推進に関する法律

5 特別支援学級の学級編制及び教育環境整備について

特別支援学級や通級による指導を必要とする児童生徒の増加や通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応など、インクルーシブ教育の理念に基づき、多様な子どものニーズに的確に応えていくため、人的及び物的な環境面での充実が喫緊の課題です。

近年は、佐賀県全体における特別支援教育アドバイザー養成研修の実施はもとより、県内の一部自治体においては特別支援教育エリアリーダーの配置も行われ、これらを活用し、特別支援教育の充実を図っているところです。

一方で、特別支援教育支援員の配置について、平成19年度から交付税による財政措置が講じられていますが、公立小中学校に入学する配慮を要する児童生徒が大幅に増えている現状に対して、支援員の配置や学校施設・設備の整備が十分に進んでいるとは言えない状況です。

つきましては、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 教育支援委員会において特別支援学校に就学することが望ましいと判断された児童生徒が、特別支援学級に就学した場合には、国及び県が教職員の加配により支援すること。
- 小学校の通常学級の定数が35名へ移行することを考慮し、特別支援学級の定員についても見直すこと。
- 特別支援教育支援員の配置については、財源及び使途の明確化の観点から、交付税による財政措置ではなく、国庫補助による支援を行うとともに、県としても独自の財政支援を講じること。
- 特別支援教育エリアリーダーについては、その効果を再度検証し、県内全域に配置する等、事業の拡大を図るとともに、令和8年度以降も事業を継続す

ること。

関係法令等

- ・発達障害者支援法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

6 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の増員配置について

県内の事例として、鳥栖市学校給食センターでは、可能な限りの手作り給食、食物アレルギーのある児童へのきめ細やかな対応を運用の柱として、1日平均約5,000食の給食を提供しています。体制につきましては、県教委の配慮により、本年度も引き続き小学校において、2名増員の栄養職員4名（栄養教諭4名）の配置となっております。

このような加配配置により、それまでほぼ実践することが出来なかった食育授業などに徐々に取り組み、児童へ「食の大切さ」や「行事と食の関わり」「食事のマナー」などの指導を行ってきたところです。

一方で、延べ156名の食物アレルギー児童への対応や栄養管理、衛生管理、物資管理等の給食提供のための基本業務を日々こなしていくことを考えると、栄養職員4名体制でも厳しい状況が続くものと想定されます。

また、鳥栖市の市立中学校では、令和3年度より、中学校4校と連携し食育の充実を期すべく完全給食を実施していますが、安全で安心なアレルギー食対応、栄養管理、衛生管理をはじめとした給食の提供および食育推進等を行っていくためには、教職員としての専門性を有しており、かつ学校現場に精通する栄養教諭は、学校全体の食育推進において中心的な職責を担うことから、その増員（加配）が特に必要と考えています。

このことから、次のとおり要望します。

- 小学校への栄養職員の増員（加配）を継続すること。
- 県において、中学校への栄養職員を配置すること。

関係法令等

- ・学校給食法、学校教育法、食育基本法

7 医療的ケア児とその家族の支援について

近年、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアが必要な児童生徒数は特別支援学校のみならず、地域の小中学校においても増加傾向にあります。医療的ケアが必要な児童においても、当然に十分な教育が受けられることができ、また、保護者の付添いが無くても支援が受けられる教育環境を整えることが不可欠です。

例えば、鳥栖市では、令和6年度は医療的ケアが必要な児童が小学校2校に1名ずつの計2名が在籍しています。必要に応じ、国や県等関係機関と連携を図りながら、特別支援学級の設置や看護職員の配置などの切れ目ない支援体制の充実に努めており、費用については、看護職員の配置に係る費用の3分の1について、「切れ目ない支援整備充実事業」として国より補助を受け、市の財政負担の軽減が図られています。

しかしながら、今後、更に医療的ケアが必要な児童生徒の増加が予想されることから、医療的ケアに係る費用の増加に伴い、市の財政負担が増大することが見込まれます。

つきましては、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 医療的ケア児が学校に就学するにあたって要する費用（看護師配置に係る費用等）については、国が実施する切れ目ない支援整備充実事業に加え、県としても独自の財政支援を講じること。
- 国に対し、切れ目ない支援整備充実事業の補助割合を医療的ケア児保育支援事業の補助割合と同等とするよう要望すること。

関係法令

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

8 教育行政に係る法務相談体制の普及について

教育行政に係る法務相談体制、いわゆる「スクールロイヤー」については、平成30年1月に、日本弁護士連合会より文部科学省に対し、「スクールロイヤーの整備を求める意見書」が提出されました。それを受け文部科学省では、教育行政に係る法務相談体制充実を目的に施策が進められ、令和2年度から、域内の学校や市町村をサポートする都道府県及び政令指定都市教育委員会における弁護士等活用のための費用に対し、普通交付税措置が講じられています。

この法務相談体制における弁護士の役割として、学校に対して、及び学校や教育委員会への過剰な要求への対応について、法的助言を行うことにより、「教職員の負担軽減」が期待されています。

このような中、佐賀県教育委員会では令和5年度から、いじめや児童生徒の事件・事故等について、弁護士が学校に指導や助言を行うスクールロイヤー事業の運用が始まりました。県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、学校に求められる法律上適切な対応について、弁護士が中立的な立場でアドバイスをを行い、また、いじめ予防をテーマとした弁護士による出前講座や教職員研修も行うとされています。

市町立小中学校でも、いじめ事案やその他児童生徒の問題行動等が発生しており、例えば鳥栖市では、現在、小中学校の年間のいじめ認知件数が小学校500件以上、中学校100件以上と横ばい、あるいは微増傾向となっております。各市はこれらの事案に適切に対応を行う必要があり、学校の教職員やスクールカウンセラー等の専門家だけでなく、弁護士による法的観点からの継続的な学校への助言の必要性は高まりつつあります。

このような現状を鑑み、下記の事項について要望します。

- 普通交付税措置の趣旨を勘案し、現在運用中の教育行政に係る法務相談（スクールロイヤー）体制について、市町への支援を実施すること。

関係法令

- ・いじめ防止対策推進法

令和6年11月21日

佐賀県知事

山口 祥 義 様

佐賀県教育長

甲斐 直 美 様

佐賀県市長会

会長 江里口 秀次